

1. 申請の手続きについて

受検の申込み方法は、船舶の種類等によって異なります。下記2. の内容に応じて手続きを行ってください。なお、所有者や住所等の変更がある場合は、別途、申請書類等の提出が必要となりますので当支部までお問合せください。

2. 受検の方法について

【持込みによる受検】（※水上オートバイ、ゴムボート、バスボート等の可搬型小型船舶（自動車等で運べるタイプ）は、下記のいずれかの場所まで持ち込んで受検して頂いておりますのでご協力をお願い致します。）

受検場所	受検日時等
大阪支部 「住所・地図は裏面」	月曜日～金曜日（祝日を除く） 受付時間：午前9時～11時 午後1時～3時 【注意事項】 ●電話予約が必要です。船舶番号を確認のうえTel06-6554-0151までご連絡ください。 ●予約が完了した方は、「船舶検査申請書」に必要事項・予約日時及び連絡先を記入し、手数料払込後の「手数料払込証明書」を添付のうえ、大阪支部に郵送してください。（※予約日の前日必着） ●検査当日、同時に「新規登録」又は「移転登録（名義変更）」を受けようとする場合は、 <u>検査証書等の即時交付はできませんので予め御了承ください。</u> ●ゴールデンウィーク及びお盆の前は大変混雑しますので、極力この時期は避けてください。
奈良地区（桜井市） 検査集合場所 「住所・地図は裏面」	毎月 第4 火曜日 【注意事項】 ●電話予約は不要です。ただし、当日の予定に組み入れるため「船舶検査申請書」に必要事項及び連絡先を記入し、手数料払込後の「手数料払込証明書」を添付して大阪支部に郵送してください。（※前週の金曜日必着） ●当日の集合時間は申請の状況に応じて設定させていただき、前日に必ず連絡致します。

【出張による受検】

（※ マリーナ・漁港・販売店等に係留・保管している船舶に限る。個人宅等への訪問は行っておりません。）

下表のとおり、地区別に出張する曜日を指定させていただいております。確認のうえ、「検査申請書」に受検希望日・日中の連絡先を記入し、手数料払込後の「手数料払込証明書」を添付のうえ、大阪支部に提出（郵送可）してください（※受検日の2日前までに必着）。

なお、効率的な巡回と無理な計画による事故等を防止するため、**お客様の都合による時間指定はご遠慮ください。**

検査日	受検場所（船舶の係留・保管場所）
毎週 月曜日	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
毎月 第1・3火曜日 ※ただし、3～8月の間は毎週火曜日	吹田、豊中、池田、箕面、摂津、守口、門真、大東、茨木、寝屋川、四条畷、高槻、枚方、交野の各市、能勢町、豊能町、島本町
毎週 水曜日	大阪市、東大阪市
毎週 木曜日	堺、高石、泉大津、和泉、八尾、松原、藤井寺、羽曳野、柏原、大阪狭山、富田林、河内長野の各市、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村
毎月 第4 火曜日 ※ただし、3～8月の間は第2・4火曜日	奈良県（※南山間部（池原ダム等）の予定は支部に直接お問合せください。） 奈良地区（桜井市）検査集合場所への持ち込み受検は毎月第4火曜日です。 詳細は上記【持ち込みによる受検】を参照してください。
【お盆期間】	●検査日が祝日と重なる場合はお休みとなります。また、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始の出張はお休みします。 なお、都合により出張予定を変更させて頂く場合もございますので予めご了承願います。 ●当日の検査時間は、検査日の前日（土日祝日を含まない）に担当者からご連絡いたします。時間等を確実にお伝えするため、船舶検査申請書の備考欄には日中連絡が取れる連絡先（携帯電話等）を必ず記入してください。 なお、検査前日の15時までに連絡がない場合はお手数ですが当支部までお問合せ願います。

3. 検査の準備について

- 受検の前には、船体・機関・法定備品の点検を行い、不具合があれば予め修理や交換をしておいてください。
- 当日は、エンジンの作動試験を行いますので準備しておいてください。（有効な整備点検記録の提出により免除可）
- 航行区域が沿海区域（ただし書きのある限定沿海を除く）以上の小型船舶は上架しておいてください。（中間検査の場合は、一定の条件により免除可）
- 膨張式の救命設備（救命いかだ・救命浮器）、イーパブ等の無線装置、プロパンガス、発電機を備え付けている船舶については、当該設備の安全性を確認するための整備又は検査が別途必要となります。

※ご不明な点がございましたら当支部（Tel 06-6554-0151）までお問合せください。
なお、その際は「船舶番号（例：250-77823）」のわかる書類をお手元にご用意ください。

